主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人福田甚二郎の上告趣意第一点は、判例違反をいうが、原判決は起訴されていない犯罪事実を余罪として認定したものではなく、本件犯行の動機、態様などを判示するため所論の事実を指摘したにとどまることは、判文上明らかであるから、所論は前提を欠き、同第二点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年六月一九日

最高裁判所第二小法廷

雄		信	Ш	<b>/</b> ]\	裁判長裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
曲			Ħ	吉	裁判官